

県では、平成23年4月を目途に、県立病院の地方独立行政法人化に向けた検討・準備を進めています。

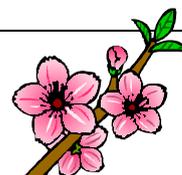
今号では、独法化意見箱に寄せられた職員の皆さんからの質問を中心に、独法化に関する基礎的な知識として、まとめてみました。



[独法化の基礎知識]

『地方独立行政法人制度に対するQ & A』

Q 独法化のメリットはどのようなものですか？



A 例えば、7対1看護基準のように、患者サービスの向上に加え、収益の向上が期待できる取組であっても、職員の増員を伴うものは、県の行政組織のままで取り組むことは極めて困難です。

地方独立行政法人では、独立した医療専門組織として職員の採用・配置について、業務量と経営の状況を考慮しながら、柔軟かつ迅速に対応することが可能になりますので、医師をはじめとしたスタッフの増員などにより、収入を確保しながら、質の高い医療を県民に提供できるものと考えています。

ただし、独法化に伴い電算システムの整備など新たなコストが発生することなどの課題もあると考えています。

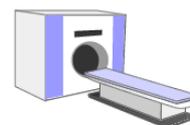
Q 不採算医療の提供に必要な経費について、独法化を理由にカットされ、医療の提供ができなくなるのではないですか。

A 現在、へき地医療や周産期医療、精神科医療など不採算医療の提供に必要な経費のほか、病院施設や医療機器の整備に必要な経費などについては、法律の定めにより、県が負担しています。

地方独立行政法人においても、同じ仕組みが法律で定められており、県が経費を負担することとされています。

(県が全部又は一部を負担している主な経費)

- ・ へき地巡回診療や、へき地診療所への応援医師の派遣に必要な経費
- ・ 救命救急センター及び精神科救急の運営に必要な経費
- ・ 周産期センターの運営に必要な経費
- ・ リニアックの運用など、高度医療に必要な経費
- ・ 精神科病院の運営に必要な経費
- ・ 地域連携や精神鑑定に必要な経費
- ・ 研修医及び看護学生の受入や看護学校での講義に必要な経費
- ・ 医師、看護師など病院職員の研修に必要な経費
- ・ 院内保育所の運営に必要な経費
- ・ 病院施設や医療機器の整備に必要な経費



経費負担の仕組みは独法化後も同じ

Q 独法化で、現在の赤字はどのようになるのですか。



A 総合医療センターについては約60億円の累積赤字があります。

「累積赤字」とは、これまでの病院運営による収入と費用の差の累計です。病院の費用には、建物や医療機器の減価償却費など、現金支出のないものも計上しているため、収支が赤字であっても、実際に赤字額に相当する資金が不足しているわけではありません。

また、法人設立に当たっては、土地建物・医療機器や現金などの「資産」と、病院建設や医療機器整備のために借り入れたお金などの「負債」を県から引き継ぎますが、「資産」が「負債」を上回る状態(累積赤字のない状態)でスタートすることになります。

Q 独法化に伴い、職員の給与、休暇、福利厚生はどのようになるのですか。

A 独法化に伴い、法人に承継される職員の給与・勤務時間等・福利厚生について、それぞれ説明します。

(給与について)

法人に承継される職員の法人移行日の給与については、引き続き県職員であった場合と同じ給料表などが適用されます。

また、退職手当については、法人化前からの在職期間を通算して計算されます。



(勤務時間等について)

法人に承継される職員の勤務時間や年次有給休暇、特別休暇、育児休業などについても県職員に適用されるものと同じものが適用されます。



法人化後の給与や勤務時間などの労働条件については、法人と労働組合の間の労使交渉に基づき決定し、労働基準監督署に届け出ることになります。

使用者側が労働条件を一方向的に切り下げることが法律上も許されませんし、現在のように医療人材の確保が困難な中で、給与水準を切り下げることは人材流出に繋がりがないと考えています。

先行して独法化した団体を見ても、労使交渉を踏まえた上で、概ね県準拠で推移しています。

(福利厚生について)

法人の職員は、法令の定めにより、地方公務員等共済組合(地共済)及び県職員互助会に加入します。

病気や負傷に対する給付や退職共済年金などは地共済から給付されますし、貸付金についても、県職員と同じ条件で貸付を受けることができます。現在貸付を受けている方について、独法に移行することを理由に、一括償還や借換えを求められることはありません。

《ご意見をお寄せ下さい》

県では、県立病院の独法化に関して、職員のみなさんの御意見を受け付けています。

みなさんからいただいた御意見は法人化委員会において委員へ報告することとしていますので、忌憚のない御意見をお寄せ下さい。

(提出先: 各病院事務局に設置の独法化意見箱)

NewsLetter

～ 山口県立病院の独法化について～ 第8号

発行: 健康福祉部医務保険課県立病院班

TEL: 083-933-2910

FAX: 083-933-2939

E-mail: a15100@pref.yamaguchi.lg.jp

